

平成 29 年 1 月 1 日

各 位

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行

実特法に基づく届出書の提出について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）の改正に基づき、口座開設等の際、居住地国名等を記載した届出書をご提出いただきます。ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 平成 29 年 1 月 1 日以後、口座開設等をする場合

口座開設等をする場合、氏名・住所（名称・所在地）、居住地国（例えば、日本）等を記載した届出書（新規届出書）の提出が必要となります。

※居住地国とは、所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国または地域等を指します。
（ご注意）居住地国が外国の場合は、当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

2. 平成 28 年 12 月 31 日以前に既に口座開設等をしている場合

既に口座開設等をしている場合でも、確認のため、氏名・住所（名称・所在地）、居住地国（例えば、日本）等を記載した届出書（任意届出書）の提出をお願いする場合があります。

（ご注意）居住地国が外国の場合は、当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

3. 届出書の提出を要する場合の概要

届出書名	新規届出書	異動届出書
ご提出者	・平成 29 年 1 月 1 日以後に新規に口座開設等を行うお客さま	・新規届出書、任意届出書、異動届出書を提出後、居住地国に異動があったお客さま

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設等を行う際 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地国に異動が生じることとなった日から3ヶ月を経過する日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所および生年月日または名称および本店もしくは主たる事業所の所在地 ・居住地国名および居住地国が外国である場合の当該居住地国の納税者番号 ・住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動後の居住地国等 ・以前提出した届出書に記載した居住地国 ・左記の新規届出書の記載事項

- (ご注意) 1. 平成 28 年 12 月 31 日以前に口座開設等の取引を行ったお客さまも、任意で「任意届出書」を提出することが可能です。
2. 居住地国が日本である方も、居住地国名として「日本」と記載が必要となります。
(その場合、マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。)

4. 平成 29 年 1 月 1 日以後の金融機関等との取引

金融機関等は、平成 30 年以後、毎年 4 月 30 日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署に報告いたします。報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります。

(ご注意) 日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等が保有する日本居住者の金融口座情報が提供されることとなります。

以 上

本件に関するお問合せ
 きらやか銀行 事務部 担当：奥山・大沼
 お問い合わせ先：023-631-0001